

平成 26 年 4 月 16 日
26 練教こ保第 10014 号

練馬区立桜台第二保育園運営業務委託事業者選定方針

練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成 25 年 2 月 8 日 24 練教こ保第 10139 号）に基づき設置された練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、練馬区立桜台第二保育園の運営業務委託事業者を選定するにあたり、選定方針を下記のとおり定める。

記

1 選定委員会委員の役割

選定委員会における各委員（以下「選定委員」という。）は、円滑な運営業務委託のため、つぎに掲げる選定趣旨を十分認識し、それぞれの専門性や職責に基づき、公正かつ適正に選定を行う。

- (1) 桜台第二保育園の保育理念、保育目標や行事等を継承すること。
- (2) 保育園児および保護者の視点に立ち、効率的で質の高いサービスを提供すること。
- (3) 区および保護者との良好な関係を維持し、保育の安定性と継続性を確保すること。

2 現地調査部会の役割

現地調査部会は専門的な立場から、現在、応募事業者が運営している保育所の現地調査を実施し、選定委員会へ報告する。調査にあたっては、十分な時間をかけ、運営管理や保育内容を重視して調査する。

3 事業者選定の考え方

- (1) 事業者の評価は、「練馬区立桜台第二保育園運営業務委託審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づいて行う。なお、応募事業者が 4 事業者以上の場合には、一次審査を行う。
- (2) 一次審査は、応募事業者からの応募書類、提案書類、税理士による経営診断報告および現地調査部会による現地調査報告をもとに行う。
- (3) 選定委員会は、選定委員の合議により、審査基準表の評点結果が 7 割以上の応募事業者のなかから、桜台第二保育園運営業務委託候補事業者（以下「委託候補事業者」という。）を選定する。

4 情報の公開

- (1) 選定委員会の要点記録を桜台第二保育園保護者に配付する。
- (2) 選定委員会の資料および応募事業者の書類は、練馬区情報公開条例およびプロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準の定めるところにより公開する。
- (3) 委託候補事業者名と採点結果は、練馬区議会に報告した後、公表する。